**WEB制作業務委託契約書**

●●●（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）は，以下のとおりWEB制作業務委託契約（以下，「本契約」という。）を次のとおり締結する。

（委託業務の内容・制作物の仕様）

第１条　甲は乙に対し，以下の業務（以下「本業務」という。）を委託し，乙は　これを受託する。

（１）□×△○

（２）△○□×

　　２　前項の制作物（以下，「本制作物」という。）の仕様については以下の

　　　通りとする。

（１）□×△○

（２）△○□×

　　３　甲及び乙は，前項の仕様の変更を行う必要が生じた時は本仕様の変

　　　更について協議するものとする。

　　４　前項に基づく協議の結果，仕様変更の内容が委託料，作業期間，納期

　　　等の契約条件に影響をおよぼすものと甲及び乙が判断する場合には，

　　　本仕様変更に関して合意の上，変更内容を書面にすることによって本仕

　　　様の変更を行うことができるものとする。

　　５　第３項に基づく協議が整わない限り，乙は第２項の仕様に従って本業

　　　務を行う事ができる。

　　６　第３項に基づく協議が整わず，甲が本業務の中止を希望する場合は，

　　　１４条の規定に従うものとする。

（委託業務の遂行方法）

第２条　乙は，本業務を善良なる管理者の注意をもって遂行する。

（業務委託料・業務遂行に伴う費用）

第３条　甲は乙に対し，本業務の対価として，委託料月額金○○円（消費税別途）を翌月○○日までに支払うものとする。

２　甲は乙に対し，本制作物の対価として，委託料金○○円（消費税別）を●●日までに支払うものとする。

３　次の各号に定める本業務遂行に伴う費用は，甲が負担するものとする。支払いについては，業務委託料とともに●●日までに支払うものとする。

　（１）　●●

　（２）　●●

４　甲が前３項の支払いを行わない場合，甲は乙に対し，支払い期限の翌日より実際の支払日までの日数に応じて未払い金額に対し年利１４.６パーセント（年３６５日日割計算）を乗じて計算した金額を遅延損害金として支払うものとする。

５　本条における業務委託料及び業務遂行に伴う費用は，下記銀行口座に振り込む方法によって支払うものとする。振込の費用は甲の負担とする。

記

　　　●●銀行●●支店

　　　普通預金

　　　口座番号　●●●●

　　　口座名義　●●●●

（契約期間・契約更新）

第４条　本業務の契約期間は平成○○年○月○日から平成○○年○月○日までとする。

　　２　本制作物の納期は，平成○○年○○月○○日とする。

３　第１項の契約期間満了日の１ヶ月前までに，甲乙いずれからも，相手方に対し何ら申し出のないときは，本契約と同一の条件でさらに○ヶ月間更新するものとし，以後同様とする。

（再委託の制限）

第５条　乙は，本業務を第三者に再委託してはならない。ただし，乙が甲の書面による承諾を得たときは，この限りでない。

（知的財産権）

第６条　乙が本業務を遂行する過程で生成したホームページ等の成果物（以下，単に「成果物」という。）について，著作権を含む知的財産権は，乙又は第三者が従前から保有していた知的財産権を除き，甲の乙に対する代金が完済された時に，乙から甲に移転するものとする。

　　２　甲は，前項により乙に知的財産権が留保された成果物につき，甲の乙に対する代金が完済された時点以降で，本契約に基づくWebサイトに利用するために必要な限度で，無償で利用することができる。

（報告）

第７条　乙は，甲から請求があったときは，本業務の履行状況につき，直ちに甲に報告しなければならない。

（通知義務）

第８条　甲及び乙は，次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは，相手方に対し，その旨を書面により速やかに通知しなければならない。

　　　①法人の名称又は商号の変更

　　　②振込先指定口座の変更

　　　③代表者の変更

　　　④本店，主たる事務所の所在地又は住所の変更

（秘密保持）

第９条　甲及び乙は，本契約期間中又は期間満了後を問わず，本契約の締結前に行われた交渉の段階若しくは締結後に行われた業務遂行の段階において知り得た相手方の技術上及び取引上の情報等本業務に関して知り得た秘密を，相手方の書面による承諾を得ない限り，第三者に開示又は漏洩してはならず，また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

　　２　前項の秘密保持義務は，以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

　　　①公知の事実又は当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実

　　　②第三者から適法に取得した事実

　　　③開示の時点ですでに保有していた事実

　　　④法令，政府機関，裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

（検査）

第１０条　甲は，本制作物の納品後２週間（以下「本検査期間」という）以内に，本制作物と本仕様が一致するかについて，甲の定める方法により検査するものとし，その検査結果を，乙に書面にて通知するものとする。

　　２　前項の検査により，本制作物と本仕様の不一致（以下「瑕疵」という）が確認されなかった場合，甲は，乙に対し，前項の書面において，検査に合格した旨，通知を行うものとする。

　　３　第１項の検査により，本制作物に瑕疵が確認された場合，甲は，乙に対し，第１項の書面において，具体的な理由を示して，検査に不合格になったことの通知を行うものとする。

　　４　第２項及び前項の通知が本検査期間内に行われなかった場合，前項の通知に具体的な理由が示されていなかった場合，又は本制作物の利用が開始された場合，当該検査期間の経過をもって，本制作物は検査に合格したものとみなす。

（検査不合格時の措置）

第１１条　前条（検査）の検査に不合格となった場合，乙は，乙自身の負担において，合理的期間内に，当該瑕疵を修正し，本制作物を再度納品するものとする。なお，再度納品された本制作物の検査は，前条（検査）の定めに従う。

（瑕疵担保責任）

第１２条　第１０条（検査）の検査に合格した後であっても，本制作物に瑕疵が発見された場合，甲及び乙は，その原因について協議，調査を行うものとする。

　　２　前項の協議，調査の結果，当該瑕疵が乙の責に帰すべきものであると確認できた場合，乙は，合理的期間内に，乙の費用負担において瑕疵を修正するものとする。この乙の責任は，瑕疵を特定した請求が検査合格後６ヶ月以内に甲から書面によってなされた場合の当該書面記載事項にかかる瑕疵に限るものとし，瑕疵が軽微であって修正に過分の費用又は労力を要する場合は，その責任を負わないものとする。

　　３　第１項の協議，調査の結果，当該瑕疵が次の各号によることが確認できた場合又は当該瑕疵が乙の責に帰すべきものであると確認できなかった場合，甲は乙に対し，甲の負担において，瑕疵を修正するよう求めることができる。その場合の受託の可否及び費用，納期，その他の契約条件については，別途協議するものとする。

1. 通常の環境もしくは方法を逸脱した本制作物の使用，又は本仕様の定めに基づかない本制作物の不適切な使用により生じた場合
2. 本制作物に含まれない第三者のソフトウェア又はハードウェアと本制作物とを組み合わせることにより生じた場合
3. 甲の指示，設計もしくは図案などの資料による場合

（損害賠償）

第１３条　甲及び乙は，本契約に違反することにより，相手方に損害を与えたときは，その損害の全て（弁護士費用を含む）を賠償しなければならない。

（解約）

第１４条　甲は，検査合格前までであればいつでも，書面で通知することにより，本契約の全部又は一部を解約することができる

　　２　甲は，前項の解約をする場合，解約時点までに乙が実施した解約部分にかかる本業務委託料相当額を支払う（既に委託料を支払っている場合には，既に支払った委託料のうち，解約部分にかかる本業務の委託料相当額の返還を求めない。）と共に，解約により乙に生じた損害を賠償するものとする。

（解除）

第１５条　甲又は乙が次の各号のいずれかに該当したときは，その相手方は，催告その他の手続を要することなく，直ちに本契約を解除することができる。

①破産，特別清算，民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立を受け，又は自らこれらの一を申し立てたとき。  
②第三者より差押，仮差押，仮処分，強制執行若しくは競売申立て又は公租公課滞納処分を受けたとき。  
③監督官庁より営業の取消，停止等の処分を受けたとき。  
④解散，減資，営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。  
⑤自ら振出し，又は引き受けた手形，小切手が不渡り処分になる等，支払いが不能な状態になったとき。  
⑥相手方への連絡が１ヶ月以上とることができなくなったとき。  
⑦相手方が本契約の各条項に違反したとき。  
⑧相手方に重大な過失又は背信行為があったとき。

⑨その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

　　　２　乙が次の各号のいずれかに該当したときは，甲は，催告その他の手続を要することなく，直ちに本契約を解除することができる。

　　　　①本契約及び本業務に関する甲の指示に従わないとき。

　　　　②本業務遂行の見込みがないとき。

　　　　③甲に対する本業務猶予の申し出その他本業務の遂行が困難と認められる事由が生じたとき。

（契約終了後の処理）

第１６条　本契約終了後，甲及び乙は，相手方の指示に基づき，直ちに本業務に関する物品を返還又は破棄するものとする。

（裁判管轄）

第１７条　甲及び乙は，本契約に関して紛争が生じた場合には，東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（協議）

第１８条　本契約に定めのない事項及び本契約の解釈等に疑義が生じた事項については，甲乙は誠意を持って協議し，円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として，本書２通を作成し，甲乙それぞれ各１通を保管する。

○○年○○月○○日

甲　住所　○○県○○市○○町×丁目×－×  
　　　　　　　○○××ビル　×階  
　　　株式会社　　○　△　×　□  
　　　代表取締役　　○　山　×　夫　　　　印

乙　住所　東京都○○区○○×丁目××－×  
　　　　　　　　　　○×ビル０００号室

　　　　　　株式会社　　○　△　×　□  
　　　　　　代表取締役　　○　田　○　子　　　　　印